

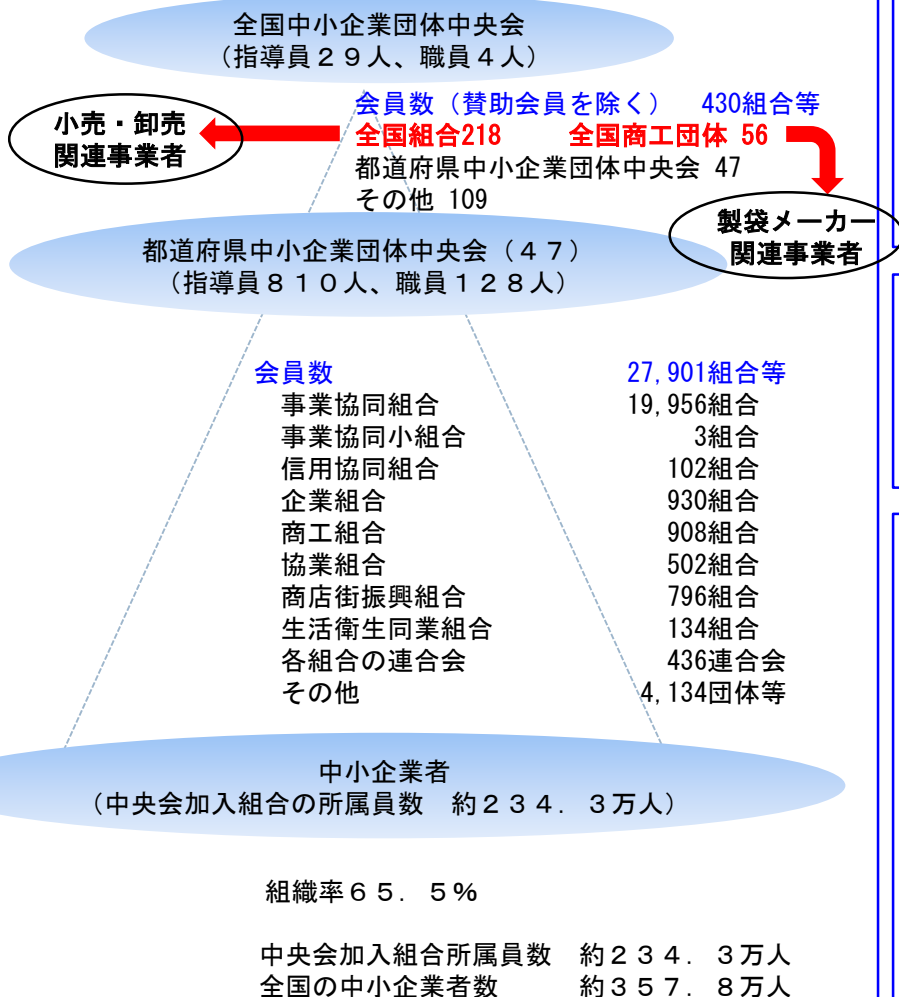
プラスチック製買物袋の 有料化義務化に対する意見と要望

10月11日
全国中小企業団体中央会

1. 中小企業団体中央会の概要

1. 組織概要

法人名 全国中小企業団体中央会
 設立 昭和31年4月10日
 代表者 会長 森 洋
 所在地 東京都中央区新川1-26-19 全中・全味ビル
 根拠法 中小企業等協同組合法・中小企業団体の組織に関する法律
 会員数等 下記のとおり（平成31年4月1日現在）



2. 沿革

昭和8年 「工業組合中央会」法制化(工業組合法)
 昭和11年 中小企業の組織化を金融面から支援する専門機関として、
 商工組合中央金庫を設立(商工組合中央金庫法)
 昭和13年 「商業組合中央会」法制化(商工組合法)
 昭和18年 「工業組合中央会」及び「商業組合中央会」が統合して
 「商工組合中央会」成立(商工組合法)
 昭和24年 現行「中小企業等協同組合法」施行
 昭和30年 「中小企業等協同組合法の一部を改正する法律」が施行さ
 れ、「全国中小企業等協同組合中央会」及び「都道府県中
 小企業等協同組合中央会」が発足
 昭和33年 「中小企業団体の組織に関する法律」及び「改正中小企業等
 協同組合法」施行により、「全国中止企業団体中央会」及び
 「都道府県中小企業団体中央会」に名称変更
 昭和59年 「中小企業等協同組合法」及び「中小企業団体の組織に関す
 る法律」の一部が改正され、中小企業組合士制度等の事業
 が新たに追加されるなど、中央会機能の拡充が行われた

3. 役割

- ・中小企業の組織化を推進し、その強固な連携による共同事業を推進することによって、中小企業の振興発展を図る。
- ・組合等の設立や運営の指導・支援、異業種の連携組織や任意グループなどの中小企業連携組織の形成支援などのほか、金融・税制や労働問題など、中小企業の様々な経営問題に対する相談・支援。

4. 事業内容

- ・組合運営上の問題等をいつでも気軽に相談できる体制(「窓口相談」)
- ・定期的に指導員が訪問し、face to faceで相談(「巡回指導」)
- ・各種助成策や業界団体向けの情報を速やかに提供(機関誌・インターネット等)
- ・行政機関等に対し、業界の要望を建議・陳情
- ・各種会合、交流会開催により、会員相互の交流を促進
- ・各種講習会・研修会を開催
- ・中小企業者及び官公需適格組合の官公需受注の促進
- ・中小企業及び中小企業の組織に関する調査・研究
- ・中小企業組合検定試験の実施と中小企業組合士の認定・登録
- ・組合青年部、組合女性部の育成、強化
- ・中小企業組合等課題対応支援事業(新分野研究、ビジョン策定)
- ・情報化対策事業(組合等情報ネットワークシステム開発)
- ・ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業
- ・ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業

2. プラスチック製買物袋の有料化義務化に対する意見

地球環境対策としてプラスチックごみ削減のための取組みの必要性や趣旨に賛同する。

世界規模での取組みが必要とされている地球環境問題は、中小企業・小規模事業者にも積極的な取組みが必要であり、その一環としてプラスチックごみ削減に向けた取組みについて推進しなければならない。

3. プラスチック製買物袋の有料化義務化に対する要望

①事業者課する義務をプラスチック製のいわゆるレジ袋の有料化に限定し、フォローアップについては、既存の容器包装リサイクル法で課されている定期報告義務の範囲内とし、新たな義務は課さないこと。

②有料化する際の価格設定は、大企業と中小企業・小規模事業者など企業規模による競争の不公平感をなくし、消費者にとって分かりやすい価格設定となるよう、一律に設定すること。

③レジ袋を取扱う全ての事業者は「消費者安全法」第5条（事業者等の努力）に則り、消費者が火傷や怪我、食中毒等の事故にあうことがないように、事故防止策として自らレジ袋を提供している。

レジ袋有料化義務化については、「消費者安全法」第5条（事業者等の努力）に則り、消費者の安全を確保するためにレジ袋の提供が必要な場合は、有料化の対象外とすること。

<参考>消費者安全法（部分抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、内閣総理大臣による基本方針の策定について定めるとともに、都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施及び消費生活センターの設置、消費者事故等に関する情報の集約等、消費者安全調査委員会による消費者事故等の調査等の実施、消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置その他の措置を講ずることにより、関係法律による措置と相まって、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条

2 この法律において「事業者」とは、商業、工業、金融業その他の事業を行う者（個人にあっては、当該事業を行う場合におけるものに限る。）をいう。

（事業者等の努力）

第五条 事業者及びその団体は、消費者安全の確保に自ら努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する消費者安全の確保に関する施策に協力するよう努めなければならない。

④有料化義務化によるレジ袋の製造量減少は、大手スーパーが有料化を進めた際に、中小・小規模製袋事業者数が減少するなど、製袋業界に影響を与える結果となった。

このたびの有料化義務化による中小・小規模製袋事業者に与える影響は甚大で、経営が立ち行かなくなり廃業に追い込まれる中小・小規模製袋事業者がより一層増えることが懸念される。

そのため、中小・小規模製袋事業者に対して、代替品へ転換するまでの一時的な売り上げの減少等に対応する資金繰りの安定策を講じるなどセーフティーネットによる支援を実施すること。

⑤レジ袋の有料化は、有料化の目的・対象レジ袋の種類などについて、全ての消費者による理解が進まなければ、小売・卸売業の現場（レジ周り）において混乱が生じる可能性が極めて高く、仮に令和2年4月に施行した場合、特に地域の中小企業・小規模事業者にとっては、制度導入までの混乱が生じることが懸念される。

これらの混乱を避けるために、国が丁寧かつ十分な時間をかけて周知活動を徹底するとともに、有料化の実施時期は中小企業・小規模事業者に猶予期間を設けるなど見直しを行うこと。

また、有料化は消費者に一定の負担を強いることから、理解が得られるように、各自治体の統一した取り組みの実施・代替レジ袋の検討や3R+Renewableの体制整備を含め、一貫した取り組みを進めること。